

奈良県広域水道企業団告示第14号

令和7年3月奈良県広域水道企業団告示第3号で告示した企業長印（橿原事務所、明日香事務所、平群事務所及び三郷事務所において使用する企業長印に限る。）は、令和7年9月30日限り廃止するので奈良県広域水道企業団公印規程に基づき告示する。

令和7年9月30日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真